

特定非営利活動法人 CCL 謝金支払規則

規則第 7 号

2026 年 4 月 27 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という。）が支払う謝金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第 2 条 本法人の役員及び職員以外の者をこの規則による謝金対象者とする。

2 本法人の理事に対しては、この規則に基づく謝金は支払わない。

3 この規則により謝金を支払う際は、関係法令に基づき源泉所得税を控除して支給するものとする。ただし、支払先が法人である場合その他法令により源泉徴収を要しない場合は、この限りでない。

(謝金支払いの対象)

第 3 条 謝金支払いの対象は、理事長が本法人の事業の遂行にとって必要若しくは有益であると判断し許可したもので、講師謝金、パネラー謝金、コーディネーター謝金、専門家（指導・助言）謝金、会議等出席謝金、通訳・翻訳謝金、相談員謝金並びに交通費及び宿泊費とする。

(謝金の金額)

第 4 条 前条に定める謝金対象者には、対価として以下の謝金を支払う。なお、金額は依頼内容、専門性、相場などにより増減額することがある。

(1) 講師・コーディネーター・パネラー謝金 1 時間あたり 5,000 円から 30,000 円

(2) 専門家（指導・助言）謝金 1 回あたり 10,000 円から 50,000 円

(3) 会議等出席謝金（各種会議、訓練、ワークショップ等への参画） 1 回あたり 3,000 円から 10,000 円

(4) 通訳・翻訳謝金、相談員謝金 実働に応じた適正な額とする。

(5) その他の謝金 その都度協議し決定する。

- 2 謝金の算定は原則として実働時間に基づき、移動時間及び待機時間は含めないものとする。
- 3 謝金の計算において1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
- 4 原稿執筆の謝金は、1文字あたり10円の単価を設定し、実績に基づき支払う。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第3条に定める交通費及び宿泊費を支給する場合は、定額支給ではなく、原則として経路及び領収書等に基づく実費精算により支払うものとする。

- (1) 自家用車利用の場合 1kmあたり40円分のガソリン代、利用区間内の高速道路料金及び駐車料金
- (2) 鉄道、バス等の公共交通機関利用の場合 利用区間内の乗車券及び一般指定席特急券
- (3) 飛行機を利用する場合 利用区間内のエコノミークラス搭乗券
- (4) 宿泊料 宿泊費実費とし、上限は1泊20,000円とする。

(その他)

第6条 この規則に定めのない事項については、その都度協議にて処理する。

(改廃)

第7条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。